

開発建設部における 緊急公共工事品質確保対策！！

記者発表資料

ダンピング[※]については、公共工事の品質確保が懸念されているところであり、開発建設部では、ダンピングに対し様々な対策を行ってまいりましたが、11月末時点においても未だ改善されない状況です。

この様な状況の中、国土交通省において試行する緊急公共工事品質確保対策に準じ、開発建設部においても試行することとしました。

◇開発建設部における緊急公共工事品質確保対策（別紙を参照のこと）

- ・施工体制確認型総合評価方式の試行実施
- ・特別重点調査の試行実施
- ・同種工事の実績要件対象期間の緩和

◇対象工事及び適用

①施工体制確認型総合評価方式の対象工事

原則として、一般土木工事、鋼橋上部工工事、PC工事、港湾空港工事で予定価格2億円以上のもの。又、各事務所においては、一般競争入札方式適用工事のうち、1件以上試行する。

平成18年12月12日以降に公示する工事から適用する。

②特別重点調査の対象工事

原則として、平成18年12月18日以降に入札が行われるすべての工事に適用する。

③同種工事の実績要件対象期間を緩和する対象工事

平成18年12月12日以降に公示するすべての工事に適用する。

※注）「低入札価格調査制度対象工事」を、ここではダンピングという。

問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局

開発建設部 技術管理官 田村 圭司（内戦3115）

技術管理課長 平良 正光（内線3311）

電話番号 098-866-0031（代表）

098-866-0408（課内直通）

〒900-8530 那覇市前島二丁目21番地7号

開発建設部における緊急公共工事品質確保対策について

1. 背景

沖縄総合事務局開発建設部発注工事における平成18年度の低入札工事は、11月末現在で、既に昨年度の全43件を上回る67件に達しています。

ダンピングについては、公共工事の品質確保が懸念されているところであり、沖縄総合事務局開発建設部においては、本年4月の国土交通省のダンピング通達後、沖縄独自の対策も含め、様々なダンピング対策を実施してきましたが、歯止めがかからない状況です。

また、全国的にも低価格入札が増加傾向にあり、自民党の公共工事低入札緊急対策会議も開かれ緊急に措置すべき事項等について、今年10月に決議されたところです。それを受けて国土交通省で検討された緊急公共工事品質確保対策に準じ沖縄総合事務局開発建設部においても試行を実施することとしました。

2. 経過（これまでの対策）

国土交通省のダンピング通達を受けて、開発建設部において独自に取り組んできた対策については次のとおり。

- ①低入札工事における受注者側技術員の増員（過去の工事成績に関係なく）。
- ②低入札工事における総合評価得点の減点（過去の低入札工事の工事成績による）。
- ③総合評価方式における一位満点方式（一部工事を除き試行）。
- ④低入札工事に係る競争参加資格要件（一部を除き、過去の低入札工事の工事成績による）。
- ⑤入札時の工事費内訳書の提出（全工事対象）。

3. 緊急公共工事品質確保対策

1) 総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行）

技術評価点において、新たに施工体制が確実に確保できるかを審査要素に加味する（施工体制評価点の創設。）。

技術評価点に「施工体制評価点」30点を新たに追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価する。実現できないと判断された場合は、0点とし、標準点及び加算点も与えない。

なお、新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮する。

2) 品質確保ができないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行）

特別重点調査の試行実施については、

- ・ 入札参加者が作成した積算内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、
- ・ 品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか

等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に審査する。

また、低入札価格制度の的確な運用による落札者の決定については、審査の結果を踏まえ、例えば、次のような場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、当該落札者とは契約せず、法令に基づく所定の手続を経て、次順位者と契約する。

- ・ 品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
- ・ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合

3) 同種工事の実績要件対象期間の緩和

一般競争参加資格に必要な同種工事の実績要件の対象期間を従来の過去10年度間から過去15年度間に緩和する。

4) その他

「入札ボンド」、「公正取引委員会との連携強化」及び「予定価格の的確な見直し」については、今後、積極的に検討していくこととする。

参考資料（国土交通省記者発表資料）

緊急公共工事品質確保対策について

平成18年12月8日

国土交通省

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など弊害が懸念されることから、これまでも累次にわたり対策を講じてきたが、いまなお低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっている。

このため、本年4月にとりまとめを行った、工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とする対策に加え、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとした。

記

1 総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）

〔現状・課題〕

現在の総合評価制度（価格と品質を総合的に評価して落札者を決定する制度）の運用においては、発注者が求める最低限の施工内容を実現できないと認められた場合を除き、すべての入札参加者がみな同程度に当該施工内容を実現できるものと評価している。

しかしながら、構築される施工体制の水準に応じて、発注者が示した施工内容を実現できる確実さの程度に自ずと差異があり、とりわけ入札価格の水準により差異が顕著となるが、こうした施工内容実現の確実さの差異は、技術評価点の配点・付与において考慮されてこなかった。

また、発注者が求める最低限の施工内容を実現できる場合に付与される標準点が100点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される技術提案加算点の上限は50点（実際の適用では大半が30点以下）であり、入札参加者の技術力を必ずしも十分に評価できていない。

〔新たな対策〕

<概要>

新たに、施工体制が確実に確保できるかを審査要素に加味する（施工体制評価点の創設）とともに、技術提案の内容に応じて与えられる技術提案加算点の上限を引き上げ、価格以外の技術面の要素が十分に評価されるようにする。

※ 原則、平成18年12月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

(1) 対象工事

原則として、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事で予定価格が2億円以上のもの。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

(2) 技術評価点の拡充

技術評価点に「施工体制評価点」30点を新たに追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価する。

また、発注者が示す標準案以外の施工方法等に関する技術提案に対し、10～50点の範囲で付与している技術提案加算点を、10～70点の範囲で付与することとする(簡易型総合評価方式では、10～30点を10～50点とする)。

なお、新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮する。

$$\begin{array}{lcl} \text{(参考) 技術評価点} & = & \text{標準点100点} + \text{技術提案加算点10～50点} \\ & & \downarrow \qquad \qquad \qquad \downarrow \\ \text{技術評価点} & = & \text{標準点100点} + \text{施工体制評価点30点} + \text{技術提案加算点10～70点} \\ & & \text{＜新規追加＞} \qquad \qquad \qquad \text{＜上限を引上げ＞} \end{array}$$

2 品質確保ができないおそれがある場合の具体化 (特別重点調査の試行実施)

〔現状・課題〕

会計法令においては、最低の価格で入札した者を契約の相手方とすることを原則としているが、その者によって、契約の内容に適合した履行がされるかどうかの「調査」(いわゆる低入札価格調査制度)を行い、履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者と契約できるとしている(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第1項ただし書)。

国土交通省では、発注機関(各地方整備局)が定めた基準価格(工事ごとに予定価格の2/3～8.5/10の範囲内で設定)を下回る入札があった場合に「調査」を行っている。

しかしながら、「履行がされないおそれがある」場合がどのような場合か明確になっていないため、会計法令に基づく現行制度を的確に運用されていない状況にある。

〔新たな対策〕

＜概要＞

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条に基づき、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査する際、極端な低入札者に

ついて、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

また、「履行がされないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果を踏まえ、これらに該当すると認めるときは、その入札参加者とは契約を結ばないこととし、低入札価格調査制度の的確な運用を図る。

※ 原則、平成19年1月1日以降の入札に係るものから適用

（１）対象工事（特別重点調査の対象者の絞り込み）

予定価格２億円以上の工事で、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合※を下回る入札をした者を対象に、（２）の厳格な調査を実施する。

※直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%若しくは一般管理費で30%。

ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用対象外。

（２）特別重点調査の試行実施

- ・ 入札参加者が作成した積算内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、
 - ・ 品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか
- 等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に審査する。

（３）低入札価格制度の的確な運用による落札者の決定

調査の結果を踏まえ、例えば、次のような場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、法令に基づく所定の手続を経て、次順位者と契約。

- ・ 品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
 - ・ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合
- 等

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

〔現状・課題〕

一般競争入札の参加資格として、参加企業及び配置予定技術者に、元請として過去に同種工事を施工した実績があることを求めている。

現在、同種工事の経験として認める対象期間は、少なくとも10年とされており、同種工事の施工実績がこの対象期間外のものしかなくなると、一般競争参加資格の一つである同種工事の施工実績要件を満たさなくなることから、無理な低価格で入札してでも「実績づくり」をせざるを得ないとの指摘がある。

〔新たな対策〕

一般競争入札の参加資格の一つである「同種工事の施工実績」として、当面、最大で過去15年以内の施工実績まで対象とすることができるよう要件を緩和する。

※ 平成18年12月上旬以降に入札手続(公告)を開始するものから適用

4 「入札ボンド」の導入拡大

〔現状・課題〕

「入札ボンド」制度は、金融機関等の引受機関による与信審査や与信枠管理を通じ、履行能力に比して過大な入札をする建設業者を排除する仕組みである。

入札参加予定者が低価格で入札をしようとする場合において、ボンド引受機関の与信審査により「入札ボンド」が発行されないときは、その者は、入札に参加することができない。また、低価格受注により利益率が低下すれば、引受機関は、その企業の評価を下げ、与信枠を縮小することとなる。このため、「入札ボンド」は、低入札を排除し、又は抑制する機能を有している。

国土交通省直轄工事においては、平成18年10月以降に入札手続（公告）を開始する工事について「入札ボンド」の提出を義務づける取扱を試行的に開始しているが、その対象は、WTO（政府調達協定）対象案件（予定価格が7.2億円以上の工事）に限られているため、低入札排除の効果も大規模工事に限定されている。

また、与信枠の縮小を嫌って低入札が抑制されるとの効果が一層発揮されるようにするためには、国土交通省直轄工事以外でも多くの発注機関が多くの対象工事で「入札ボンド」の導入を進め、引受機関による与信枠管理が有効に機能するようにしていく必要がある。

〔新たな対策〕

下請業者への不当なしわ寄せや手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、国土交通省直轄工事において試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図る。

具体的には、宮城県が平成18年11月以降に公告する3億円以上の工事すべてについて「入札ボンド」を試行導入するのにあわせ、東北地方整備局発注の宮城県内工事については、予定価格2億円以上のものまで試行対象を拡大する（現行7.2億円以上）。

※ 平成18年12月上旬以降に入札手続(公告)を開始するものから適用

5 公正取引委員会との連携強化

〔現状・課題〕

地方整備局発注工事において、談合情報が寄せられた場合や談合疑義事実がある場合は、直ちに公正取引委員会へ関係情報を通報するなど連携体制が構築されているが、立入調査に基づく建設業許可部局による対応等のダンピング対策等についても、公正取引委員会と連携を強化する必要がある。

〔新たな対策〕

国土交通省が発注機関として入手する低価格入札案件情報（入札結果情報、特別重点調査により赤字受注のおそれありとされた結果等）や建設業許可部局が実施する立入調査の結果等について、必要に応じ公正取引委員会に対し通報等を実施するものとし、国土交通省と公正取引委員会との連絡会議（平成18年10月12日に第1回開催）を随時開催することにより、連携を一層強化する。

6 予定価格の的確な見直し

〔現状・課題〕

急激な平均落札率の低下を踏まえ、最新の取引実例の積算基準への速やかな反映が求められている。

〔新たな対策〕

最近の入札価格の動向を踏まえ、施工形態の合理化による影響を把握するため、特別に実態調査を実施するとともに、その結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させる。

※ 平成18年度中に実態調査に着手し、その結果を踏まえて積算基準に反映。

国土交通省における緊急公共工事品質確保対策 概要

平成18年12月8日

既に講じている公共工事の品質確保対策(H18.4実施)

(1)発注者の監督・検査等の強化

施工プロセスを発注者が常時確認。さらに完成後の検査が困難な不可視部分(橋脚の基礎等)について、受注者に施工状況のビデオ撮影及び提出を求め、施工が適正か確認

(2)受注者側の監理体制の強化

過去70点未満の工事成績評定を通知された企業に対し、品質確保のため、配置技術者の増員(1名→2名)を義務化

(3)手抜き工事へのペナルティ強化

粗雑工事を行った受注者は、最低3ヶ月(従来1ヶ月)の指名停止

極端な低入札が急増



公共工事の品質確保に重大な支障

追加対策の概要

(1)総合評価方式の拡充

○技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味

(2)品質確保ができないおそれがある場合の具体化

○極端な低入札について特別調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用

(3)一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

○実績づくりのために無理な入札を行わなくても済むように緩和
過去10年分 → 当面、最大で過去15年分

(4)入札ボンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

○現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大
(宮城県) 3億円以上に導入 (東北地方整備局) 7.2億円以上 → 2億円以上

(5)公正取引委員会との連携強化

○不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報

〔公共工事の品質確保の必要性〕

良質な社会資本整備を通じて、豊かで安全・安心な国民生活を実現することが重要

○公共工事品質確保法の制定(平成17年4月施行)

- ・価格及び品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価制度」の導入
- ・工事の効率性、安全性、環境への配慮とともに、社会資本の耐久性を確保



〔低入札工事の品質確保等への懸念〕

○品質確保への悪影響

落札率が概ね65%未満では、全てが工事成績評定点が平均点未満又は下請企業が赤字の工事

⇒ 工事の品質確保に悪影響が生じている (H15・16竣工コスト調査対象工事等)

(工事手抜きの事例)

道路工事において、産業廃棄物である伐採木の一部を、道路予定地に不正に埋め立て処分
〔平成16年度 関東地方整備局〕

○安全対策の不徹底

○平成18年度に発生した死亡事故3件のうち2件が低入札工事で発生 (H18.10.31時点)

○平成18年度の低入札工事の事故発生率は前年度に比べ約3倍に急増
(H17:1.1% → H18:3.2%)

⇒ 工事の安全対策上の問題が生じている [関東地方整備局]

(事故発生の事例)

道路工事において、交通誘導員が一時不在となったため、工事用ダンプトラックが一般車両と衝突
〔平成16年度 関東地方整備局〕



〔公共工事の品質確保対策が必要〕

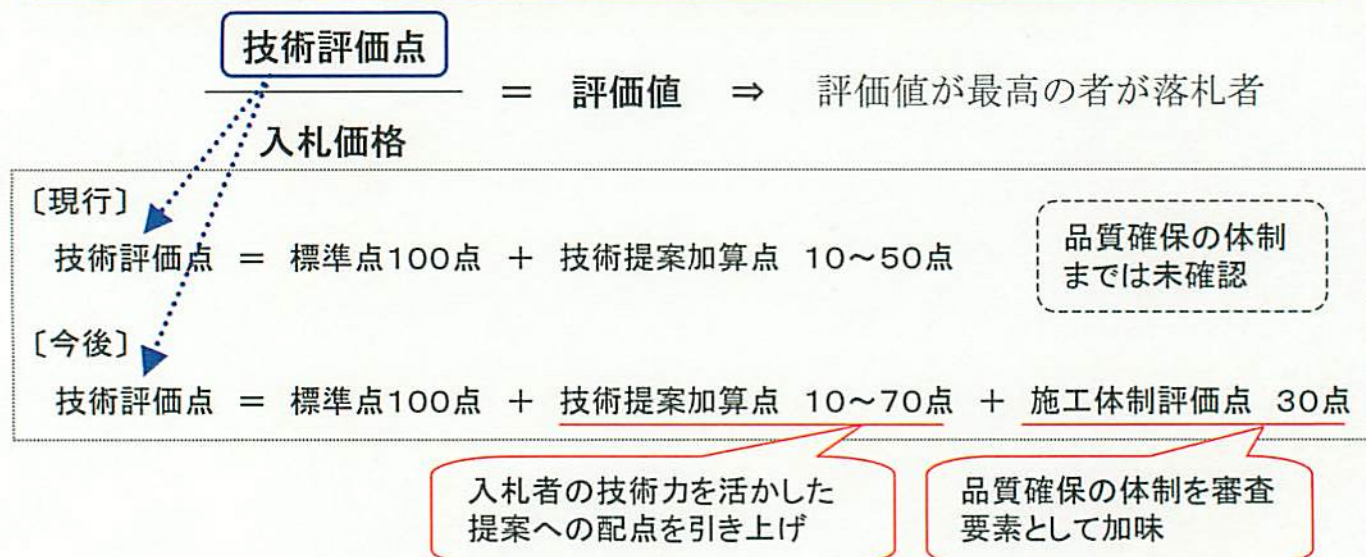
極端な低入札によって、公共工事の品質等に影響が及ぶことは避けなければならない

〔極端な低入札の増加〕

	H16	H17	H18上半期
件数	471件	905件	429件
割合	4.0%	8.1%	9.2%
(極端な低入札の割合)	(0.07%)	(0.55%)	(0.85%)

総合評価方式の拡充

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式



「品質確保ができないおそれがある場合」の具体化

会計法の制度（第29条の6第1項ただし書）

- ・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格※を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査
※ 予定価格の2/3～85%の範囲内で定める
- ・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない（次順位者と契約）

現行の運用状況

- ・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。
- このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。

新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合を次のとおり具体化

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

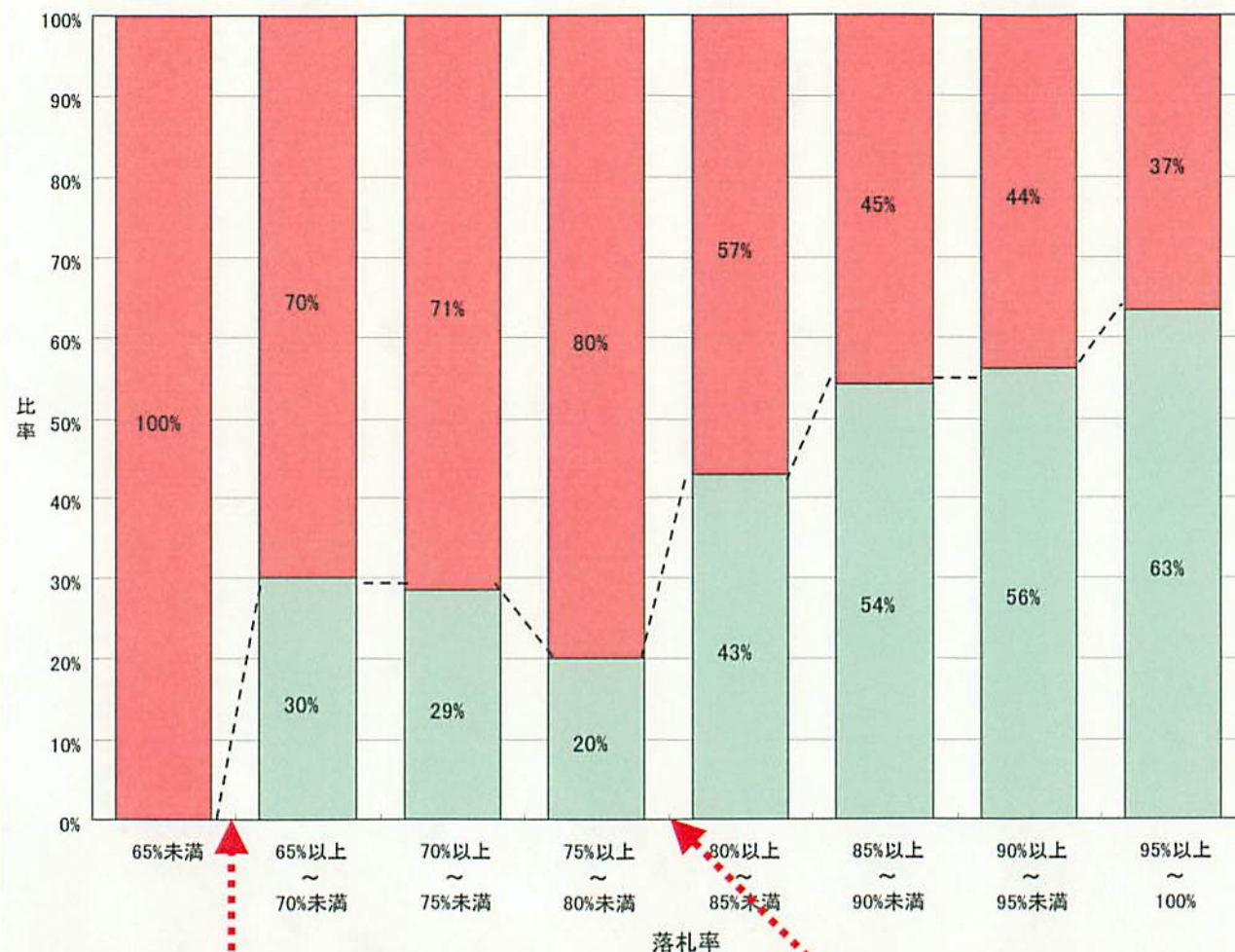
⇒ 品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

⇒ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認

工事成績評定と落札率の関係

- ・工事成績評定は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
- ・落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。



※品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

平均点未満の工事
平均点以上の工事

※工事成績評定点の平均点: 74点
(平成15年度竣工の土木工事(全国))

※対象データ(工事規模1億円以上)
平成15・16年度竣工工事から
310件の工事を抽出

- ・工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%, 70%, 60%, 30%とすると、概ね65%に相当。
- ・概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。